特殊勤務手当実績の登録の不備

対象受検機関	検出事項			是正を求める事項				
北かわち皐が丘高等学校	週休日等の部活動指導の生徒引率業務について、教員特殊業務手当の実績として入力するところ、誤って管外出張としてシステム登録を行い、教員特殊業務手当が未払となっているものが2件あった。							
	 ※なお、本件は旅費支給されていない。				【部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について(通知)平成24年7			
	職員	事実発生時期	件数		月31日付け教委高第2149号】			
	A	令和4年4月	1件		2 教職員による部活動指導の服務上の取扱い(別紙1) (1)生徒引率(指導)を伴う場合 ④ 週休日等の部活動指導 週休日等における部活動指導は、学校管理下で行われる活動である場合には、公務			
		中和4年4月	11+					
		令和4年5月	1件					
							旅費の 公費	(別紙1) 教員特殊業務 手当
						①公式戦への参加	支給 可	_
						②勤務時間内の部活動指導	<u></u> 山	_
			生徒引率(指③平日の勤務時間外の部活動導)を伴う場合④週休日等の部活動指導	③平日の勤務時間外の部活動指導	<u> </u>	_		
					導)を伴う場合		_	対象
						⑤合宿等(泊を伴う練習及び練習 試合)の部活動指導	_	週休日 対象
					<u> </u>		市	<u> </u>

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年10月23日)